

○大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例

平成三十年七月六日

大分県条例第三十八号

大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例をここに公布する。

大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、プレジャーボート等の係留保管の秩序を確立することにより、県民の生活の安全の保持及び良好な生活環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 プレジャーボート等 ヨット、モーターボートその他の船舶（人又は貨物を積載し、自航であるか又はえい航であるかを問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。）をいう。
- 二 工作物等 プレジャーボート等の係留保管の用に供する工作物その他の物件をいう。
- 三 係留保管 プレジャーボート等を水面又は陸上の同一の場所又は近接した場所に、反復し又は継続して、係留し又は置くことをいう。
- 四 所有者等 プレジャーボート等又は工作物等の所有権、占有権又は使用権を有する者をいう。
- 五 事業者等 プレジャーボート等の製造、販売、輸入、貸付け若しくは係留保管を業とする者又は所有者等により構成される団体をいう。
- 六 公共水域等 港湾、河川、漁港その他これらに類する区域であつて公共の用に供されるものをいう。
- 七 放置 正当な権原がないにもかかわらず公共水域等に係留保管を行い、又は工作物等を設置している状態をいう。

(県の責務)

第三条 県は、国、市町村及び事業者等（以下この条においてこれらの機関等を「関係機関等」という。）と連携し、係留保管の適正化を図るための総合的な施策を推進するものとする。

2 県は、関係機関等と連携し、所有者等に対し、適正な係留保管を行うよう指導するもの

とする。

3 県は、関係機関等と連携し、所有者等に対し、適正な係留保管に関する理解を深めるため必要な広報及び啓発を行うものとする。

(所有者等の責務)

第四条 所有者等は、係留保管又は工作物等の設置に当たっては、公共水域等に関する関係法令を遵守しなければならない。

2 所有者等は、プレジャーボート等又は工作物等が老朽し、破損し、又は不用となつたことにより、その利用をやめたときは、これらを適正かつ速やかに処理しなければならない。

(事業者等の責務)

第五条 事業者等は、所有者等に対し、適正な係留保管その他プレジャーボート等の適正な利用について啓発に努めるとともに、県の係留保管の適正化に関する施策に協力するものとする。

(放置の禁止)

第六条 何人も、公共水域等においてプレジャーボート等若しくは工作物等を放置し若しくは放置させ、又はこれらを放置し若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(適正化推進区域の指定)

第七条 知事は、係留保管の適正化について重点的かつ優先的に取り組む必要があると認める公共水域等を、係留保管の適正化を推進する区域（以下「適正化推進区域」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により適正化推進区域を指定したときは、これを告示するものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、適正化推進区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(適正化推進区域内における措置)

第八条 知事は、前条第一項の規定により適正化推進区域を指定したときは、適正に係留保管ができる場所（次項において「係留保管場所」という。）の確保に努めるものとする。

2 知事は、適正化推進区域内において、プレジャーボート等又は工作物等が放置されているときは、所有者等に対し、これらの係留保管場所への移動又は撤去の実施に係る指導を徹底するものとする。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。